

熊本県立農業大学校公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 設置目的

この要項は、熊本県立農業大学校（以下「大学校」という。）における交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理並びに交通違反等の危険運転の確認を目的として、大学校の公用車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、大学校が所管する全ての公用車とし、設置する車両数は、使用頻度等を考慮して次のとおり決定する。

また、設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

・マイクロバス 1台

(2) 作動時間及び記録する映像

ドライブレコーダーを作動させる時間は、校舎を出発してから帰着するまでの間とし、車両周囲の映像を記録するものとする。

(3) 記録

ドライブレコーダーで撮影した映像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

3 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は副校長兼事務長とする。

4 記録データの管理方法

(1) メモリーカードの取扱い

ア メモリーカードは、常時ドライブレコーダーに装着し、交通事故等に伴う一定の衝撃が発生した際の記録データは、可能であれば上書きできないよう設定する。

イ メモリーカードは、設置目的を達成するために記録データの確認が必要となった場合のみ取り外すこととする。

ウ メモリーカードの盗難、紛失等防止のため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を受けた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存するものとする。

(3) 記録データの保存

記録データを確認した結果、管理責任者が設置目的を達成するために保存が必要と判断した時は、専用の媒体に複写して保存のうえ、施錠できる執務室内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードのデータを削除する。

記録データの保存期間は1か月間とする。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。なお、メモリーカードに記録されている記録データが上書きされた場合は、上書きされた時点で適正に消去したものとみなす。

5 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

6 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、平成6年3月27日から施行する。